

「平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進」に伴う市利用者負担の改正（就園奨励費補助を含む）について

- ◆ 平成29年度内閣府及び文部科学省予算案において、幼児教育の段階的無償化の推進について以下の変更が行われることとなっている。

【内閣府関係：特定教育・保育施設等の利用者負担の軽減】

- ① 市町村民税非課税世帯の第2子無償化
 - 1号認定（幼稚園等）：1,500円
 - 2号認定（保育所等の3歳以上）：3,000円
 - 3号認定（保育所等の3歳未満）：4,500円⇒ 0円
- ② 年収約360万円未満のひとり親世帯等の第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減
 - 1号認定 15,100円 ⇒ 3,000円
 - 2号認定 15,500円・27,000円 ⇒ 6,000円
 - 3号認定 19,500円・30,000円 ⇒ 9,000円
- ③ 年収約360万円未満の世帯の1号認定の保育料を軽減
 - 第1子 16,100円 ⇒ 14,100円
 - 第2子 8,050円 ⇒ 7,050円

【文部科学省関係：幼稚園就園奨励費補助の国庫補助限度額の拡充】

- ① 市町村民税非課税世帯の第2子無償化
 - 年額290,000円 ⇒ 年額308,000円（保護者負担月額 1,500円 ⇒ 0円）
- ② 年収約360万円未満のひとり親世帯等の補助限度額を市町村民税非課税世帯並みに拡充
 - 年額217,000円 ⇒ 年額272,000円（保護者負担月額 7,550円 ⇒ 3,000円）
- ③ 年収約360万円未満の世帯の補助限度額を拡充
 - 第1子 年額115,200円 ⇒ 年額139,200円（保護者負担月額 16,100円 ⇒ 14,100円）
 - 第2子 年額211,000円 ⇒ 年額223,000円（保護者負担月額 8,050円 ⇒ 7,050円）

<門真市における影響>

◆ 国施策による変更に伴う門真市への影響

【新制度の幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所の利用者】

- ① 1号認定の市町村民税の均等割課税のみ課税される世帯（第3階層）の第2子の利用者負担額を無償とする。
- ② ひとり親世帯等の利用者負担のうち、年収約360万円未満の世帯（1号認定（第4～第6階層の一部）及び2・3号認定（C～D4階層の一部））の額を引き下げる。
 - 引き下げの額は国基準の減免率に準じて設定
 - 同世帯・階層については、28年度に国基準・市基準とも半額としていたものを更に拡充するもの
- ③ 1号認定の年収約360万円未満の世帯（第4～第6階層）の利用者負担額を引き下げる。
 - 引き下げの額は国基準の減免率に準じて設定

※市町村民税非課税世帯（1号認定：第2階層、2・3号認定：B階層）は、すでに第1子から無償としているため、特段の対応を要しない。

【私学助成の対象となる私立幼稚園の利用者】

- ① 平成29年度私立幼稚園就園奨励費補助額の引き上げ
 - 引き上げの額は国基準のとおり


保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育事業所 利用者負担額表（平成29年4月1日以降）

【満3歳以上児】

【1号認定】

平成29年度国基準		
階層区分		利用者負担額
第1	生活保護世帯	0円
第2	市民税非課税世帯 (均等割課税のみの世帯を含む)	3,000円 (0円) ※第2子以降は0円
第3	所得割課税額 77,100円以下	14,100円 (3,000円)
第4	211,200円以下	20,500円
第5	211,201円以上	25,700円

門真市基準 (平成28年度)		
階層区分		利用者負担額
第1	生活保護世帯	0円
第2	市民税非課税世帯	0円
第3	均等割課税のみ	900円 ※第2子：450円 (0円)
第4	所得割課税額 20,000円未満	6,800円 (3,400円)
第5	33,900円未満	9,300円 (4,650円)
第6	101,500円未満 【77,101円未満】	13,200円 (6,600円)
	【77,100円以上】	13,200円
第7	233,500円未満	17,900円
第8	233,500円以上	22,400円



門真市基準 (平成29年度)		
階層区分		利用者負担額
第1	生活保護世帯	0円
第2	市民税非課税世帯	0円
第3	均等割課税のみ	900円 ※第2子：0円 (0円)
第4	所得割課税額 20,000円未満	5,900円 (1,200円)
第5	33,900円未満	8,100円 (1,700円)
第6	101,500円未満 【77,101円未満】	11,500円 (2,400円)
	【77,100円以上】	11,500円
第7	233,500円未満	17,900円
第8	233,500円以上	22,400円

- ※太字ゴシック体が改正箇所
- ※ () 書きは、ひとり親世帯、在宅障がい者（児）のいる世帯の額
- ※5歳児については、上記の表にかかわらず無償

【2号認定】

【満4歳以上児】

平成29年度国基準		
階層区分		利用者負担額
第1	生活保護世帯	0円
第2	市民税非課税世帯	6,000円 (0円) ※第2子以降は0円
第3	所得割課税額 48,600円未満	16,500円 (6,000円)
		27,000円 (6,000円)
第4	57,700円未満 【77,101円未満】	27,000円 (6,000円)
	【77,101円以上】	27,000円
第5	169,000円未満	41,500円
第6	301,000円未満	58,000円
第7	397,000円未満	77,000円
第8	397,000円以上	101,000円

門真市基準 (平成28年度)			門真市基準 (平成29年度)		
階層区分		利用者負担額	階層区分		利用者負担額
A	生活保護世帯	0円	A	生活保護世帯	0円
B	市民税非課税世帯	0円	B	市民税非課税世帯	0円
C	均等割課税のみ	5,500円 (2,750円)	C	均等割課税のみ	5,500円 (2,100円)
D1	所得割課税額 20,000円未満	7,000円 (3,500円)	D1	所得割課税額 20,000円未満	7,000円 (2,700円)
		9,500円 (4,750円)			9,500円 (2,800円)
D2	33,900円未満	13,600円 (6,800円)	D2	33,900円未満	13,600円 (3,000円)
D3	68,500円未満	17,200円 (8,600円)	D3	68,500円未満	17,200円 (3,800円)
D4	101,500円未満 【77,101円未満】	17,200円 (8,600円)	D4	101,500円未満 【77,101円未満】	17,200円 (3,800円)
		17,200円			17,200円
D5	128,200円未満	21,400円	D5	128,200円未満	21,400円
D6	154,700円未満	21,800円	D6	154,700円未満	21,800円
D7	182,000円未満	22,200円	D7	182,000円未満	22,200円
D8	233,500円未満	23,000円	D8	233,500円未満	23,000円
D9	268,000円未満	23,400円	D9	268,000円未満	23,400円
D10	388,800円未満	24,000円	D10	388,800円未満	24,000円
D11	388,800円以上	24,000円	D11	388,800円以上	24,000円



※太字ゴシック体が改正箇所

※ () 書きは、ひとり親世帯等（ひとり親世帯及び在宅障がい者（児）のいる世帯）の額

※ひとり親世帯等の改正後の利用者負担額は、保育標準時間認定及び保育短時間認定とも同額

※5歳児については、上記の表にかかわらず無償

【2号認定】

【3歳児】

平成29年度国基準利用者負担		
階層区分		利用者負担額
第1	生活保護世帯	0円
第2	市民税非課税世帯	6,000円 (0円) ※第2子以降は0円
第3	所得割課税額 48,600円未満	16,500円 (6,000円)
		27,000円 (6,000円)
第4	57,700円未満 【77,101円未満】	27,000円 (6,000円)
	【77,101円以上】	27,000円
第5	169,000円未満	41,500円
第6	301,000円未満	58,000円
第7	397,000円未満	77,000円
第8	397,000円以上	101,000円

門真市基準 (平成28年度)			門真市基準 (平成29年度)		
階層区分		利用者負担額	階層区分		利用者負担額
A	生活保護世帯	0円	A	生活保護世帯	0円
B	市民税非課税世帯	0円	B	市民税非課税世帯	0円
C	均等割課税のみ	5,500円 (2,750円)	C	均等割課税のみ	5,500円 (2,100円)
D1	所得割課税額 20,000円未満	7,000円 (3,500円)	D1	所得割課税額 20,000円未満	7,000円 (2,700円)
		9,500円 (4,750円)			9,500円 (2,800円)
D2	33,900円未満	13,600円 (6,800円)	D2	33,900円未満	13,600円 (3,000円)
D3	68,500円未満	18,600円 (9,300円)	D3	68,500円未満	18,600円 (4,100円)
D4	101,500円未満 【77,101円未満】	18,600円 (9,300円)	D4	101,500円未満 【77,101円未満】	18,600円 (4,100円)
		18,600円			18,600円
D5	128,200円未満	24,000円	D5	128,200円未満	24,000円
D6	154,700円未満	24,800円	D6	154,700円未満	24,800円
D7	182,000円未満	25,700円	D7	182,000円未満	25,700円
D8	233,500円未満	26,600円	D8	233,500円未満	26,600円
D9	268,000円未満	27,000円	D9	268,000円未満	27,000円
D10	388,800円未満	28,000円	D10	388,800円未満	28,000円
D11	388,800円以上	29,000円	D11	388,800円以上	29,000円

※太字ゴシック体が改正箇所

※ () 書きは、ひとり親世帯等（ひとり親世帯及び在宅障がい者（児）のいる世帯）の額

※ひとり親世帯等の改正後の利用者負担額は、保育標準時間認定及び保育短時間認定とも同額

【3号認定】

【3歳未満児】

平成29年度国基準利用者負担		
階層区分		利用者負担額
第1	生活保護世帯	0円
第2	市民税非課税世帯	9,000円 (0円) ※第2子以降は0円
第3	所得割課税額 48,600円未満	19,500円 (9,000円)
		57,700円未満 【77,101円未満】
第4	【77,101円以上】	30,000円 (9,000円)
	169,000円未満	44,500円
第5	301,000円未満	61,000円
第6	397,000円未満	80,000円
第7	397,000円以上	104,000円

門真市基準 (平成28年度)		
階層区分		保育料
A	生活保護世帯	0円
B	市民税非課税世帯	0円
C	均等割課税のみ	7,500円 (3,750円)
D1	所得割課税額 20,000円未満	8,800円 (4,400円)
		33,900円未満
D2	68,500円未満	12,000円 (6,000円)
		101,500円未満 【77,101円未満】
D3	【77,101円以上】	16,000円 (8,000円)
		20,000円 (9,300円)
D4	20,000円	20,000円
		128,200円未満
D5	154,700円未満	27,600円
		182,000円未満
D6	233,500円未満	33,400円
		268,000円未満
D7	388,800円未満	36,000円
		48,800円
D8	388,800円以上	44,600円
		51,400円
D9		47,600円
		48,800円
D10		48,800円
		51,400円
D11		48,800円
		51,400円



門真市基準 (平成29年度)		
階層区分		保育料
A	生活保護世帯	0円
B	市民税非課税世帯	0円
C	均等割課税のみ	7,500円 (3,600円)
D1	所得割課税額 20,000円未満	8,800円 (4,200円)
		33,900円未満
D2	68,500円未満	12,000円 (4,500円)
		101,500円未満 【77,101円未満】
D3	【77,101円以上】	16,000円 (4,800円)
		20,000円 (6,000円)
D4	20,000円	20,000円
		128,200円未満
D5	154,700円未満	27,600円
		182,000円未満
D6	233,500円未満	33,400円
		268,000円未満
D7	388,800円未満	36,000円
		48,800円
D8	388,800円以上	44,600円
		51,400円
D9		47,600円
		48,800円
D10		48,800円
		51,400円
D11		48,800円
		51,400円

※太字ゴシック体が改正箇所

※ () 書きは、ひとり親世帯等（ひとり親世帯及び在宅障がい者（児）のいる世帯）の額

※ひとり親世帯等の改正後の利用者負担額は、保育標準時間認定及び保育短時間認定とも同額

私立幼稚園就園奨励費補助金限度額（年額）表（平成29年4月1日以降）

階層区分		補助単価		
		第1子	第2子	第3子以降
第Ⅰ	生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円
第Ⅱ	市民税非課税世帯 (均等割課税のみの世帯を含む)	272,000円 (308,000円)	290,000円 (308,000円) ↓ 308,000円 (308,000円)	308,000円
第Ⅲ	所得割課税額 77,100円以下	115,200円 <u>(217,000円)</u> ↓ 139,200円 <u>(272,000円)</u>	211,000円 (308,000円) ↓ 223,000円 (308,000円)	308,000円
第Ⅳ	211,200円以下	62,200円	185,000円	308,000円
第Ⅴ	211,201円以上	0円	154,000円	308,000円

※下線ありの太字ゴシック体が改正箇所
 ※（ ）書きは、ひとり親世帯、在宅障がい者（児）のいる世帯の額